

入会のご案内

わが国も、豊かな住生活を目指す「住生活基本法」の制定以来、2009年6月には「長期優良住宅普及促進法」が施行され、良質な住宅・住環境の実現に向けて歩み出しました。

しかし、未だに私たちの住生活は先進諸国にはほど遠く、実効ある住宅施策の充実が望まれるところで。特に、住宅にかかる消費税につきましては、住宅取得者にとって過大な税負担であり、さらに、将来の消費税増税に対する不安が増大しています。今こそ、住宅取得に係る消費税の抜本的見直しを図られねばなりません。

こうした中で、本会は、住宅関連産業界の政治意識を醸成し、住宅業界の発展を図ると共に、国民の「豊かな住生活の実現」のために必要な政治活動を行うことを目的として設立されました。

何卒、本会の趣旨、目的にご賛同いただきまして、ご入会賜りますようお願い申し上げます。

住宅産業振興連盟
会長 樋口武男

目的

本会は、全国の住宅関連産業界の政治意識を醸成し、同業界の発展を図ると共に、国民の「豊かな住生活の実現」のために必要な政治活動を行うことを目的とする。

事業

- ①研究会、講演会等の開催
- ②機関紙、その他印刷物の発行
- ③関係諸団体との連携
- ④その他、本会の目的達成に必要な事業

豊かな住生活を実現するための住宅政策

1. 国の政策の柱に住宅政策を据え、生活大国へ。
2. 住宅・住環境は国民の生活基盤であり、活力と創造の源泉。良質な住宅ストックの構築を。
3. 住宅・まちづくりから新エネルギーを創出し、省資源と地球環境に寄与。
4. 内需の柱としての住宅産業は地方経済に寄与し、我が国の持続的経済成長に貢献。
5. 住宅に係る消費税は、欧米先進国と同様に軽減税率や還付など軽減措置を図るべき。

役員

会長	樋口 武男	大和ハウス工業(株)会長
副会長	竹中 宣雄	ミサワホーム(株)社長
副会長	市川 俊英	三井ホーム(株)社長
副会長	根岸 修史	積水化学工業(株)社長
副会長	平居 正仁	旭化成ホームズ(株)社長
副会長	矢野 龍	住友林業(株)会長
副会長	和田 勇	積水ハウス(株)会長
会計責任者	武川 恵洋	住宅産業振興連盟 会長代理
監事	濱 博文	大和ハウス工業(株)
監事	平林 文明	積水ハウス(株)取締役

住宅産業振興連盟入会申込書

住宅産業振興連盟の趣旨に賛同し入会します

ご記入日	年 月 日
会費口数	口 円
入会者ご氏名	
ご自宅住所	〒
紹介者名	
勤務先名	
(勤務先に案内を送付する場合は次にご記入下さい。)	
住所	〒
部署名	
お役職名	

〈入会と会費〉

- ・本会の趣旨に賛同される個人はどなたでも入会できます
- ・会費は、年会費1口1,000円からです。
- (例) 2口2,000円 10口10,000円など
- FAX又は郵送にて事務局までご送付ください。

FAX : 03-3519-6861 お問い合わせ : 03-3519-6860

住産連ホームページからも入会できます

日本の住まいを もっと豊かにするため



あなたの力・支援が 必要です!

住宅産業振興連盟 (略称住産連)

<http://www.jyusanren.jp>

事務局 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-6-6 晚翠軒ビル1階

TEL : 03-3519-6860 FAX : 03-3519-6861

豊かな住生活の実現に向けて

安全・安心・快適の住宅・住環境を！！

住宅取得費

4,000万円

- 建設費： 2,500万円
- 土地取得費：1,500万円
- 自己資金： 1,000万円
- 住宅ローン： 3,000万円
(金利3%、30年元金等返済)
- 住宅面積： 122㎡
- 土地面積： 231㎡
- 固定資産税 家屋： 1,375万円
評価 土地： 840万円
- (36歳・家族3人(妻、子1人：6歳))
世帯年収706万円

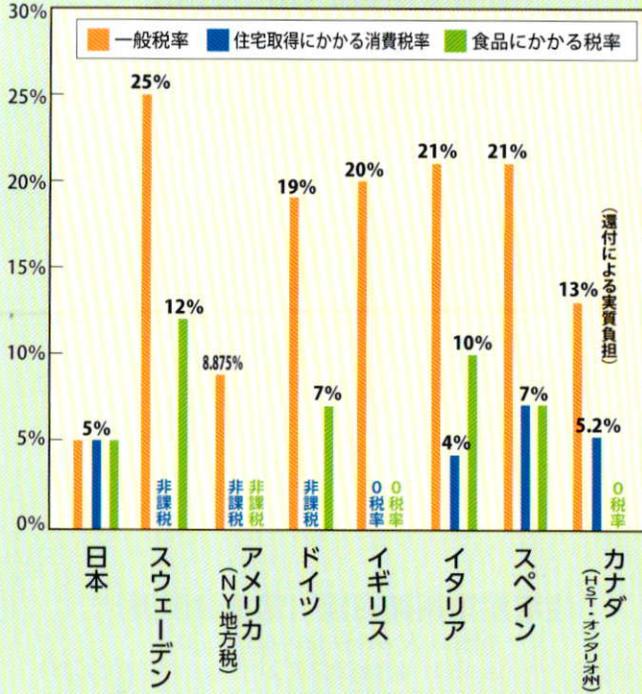
取得にかかる税は150万円
そのうち消費税が125万円(約8割)

印紙税	¥70,000
住宅：工事請負契約	15,000
土地：不動産売買契約	15,000
ローン契約(土地)	20,000
ローン契約(住宅)	20,000
登録免許税	¥134,600
家屋：保存登記	20,600
土地：所有権移転	84,000
ローン：抵当権設定	30,000
不動産取得税(家屋)	¥52,500
消費税(4%)・地方消費税(1%)	¥1,250,000
取得時の税合計	¥1,507,100

※土地は消費税非課税

消費税率が引上げ(10%)
になると消費税は**250万円**になり
取得時の税合計は
2,757,100円にUP。

世界各国の消費税比較



(2013年1月現在・住団連資料より)



<住生活基本法（平成18年6月8日公布・施行）>
基本理念

1. 現在及び将来の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等
2. 住民が誇りと愛着を持つことのできる良好な住環境の形成
3. 民間活力、既存ストックを活用する市場の整備と消費者利益の保護
4. 低額所得者、高齢者、子育て家庭等の居住の安定と確保

【耐震・耐久・省エネで安全・快適な生活】

【バリアフリーで楽々生活】

【可変性確保で簡単なリフォーム】

【税の軽減でゆとりある敷地】

1. 住宅取得に係る消費税負担の軽減措置を

住宅は誰もがが必要な大切な生活基盤であり、その取得は日々の勤労の成果であり、夢と活力の源泉。消費税引き上げに際しては、過重な負担を軽減する。ひきつづき、住宅取得に係る消費税については、軽減税率の導入などの抜本的見直しを図る。

2. フラット35Sの金利引き下げの拡充

長期金利の上昇に鑑み、全期間固定金利型住宅ローン・フラット35のうち、長期優良住宅等の優遇（フラット35S）を、金利1%引き下げ、10年間に拡充。

3. 住宅取得資金の贈与非課税の拡大と恒久化

平成26年末終了の直系尊属（親・祖父母）からの、住宅取得資金の贈与非課税制度は非課税枠拡大と恒久化を図る。

4. 再生可能エネルギーを利用する住宅の支援

太陽光発電、燃料電池、風力発電など、住宅・まちづくり・リフォームにおける自然エネルギーの利活用の促進。

5. 新しい住宅金融のしくみづくり

取得リスクの軽減を図るノンリコースローンや、高齢期の生活にゆとりを生み出すリバースモーゲージ（住宅担保ローン）の導入促進を図る。

6. 住宅ローン減税の恒久化

租税特別措置法での短期時限的措置から、豊かな国民生活を生み出す本格的な税制として立法化。